

09業務提携・垂直的制限 (展望)

違反要件総論のまとめ

- * 事業者が
- * 行為
- * により次の弊害をもたらす
- * 弊害
 - * 市場において反競争性があり
 - * そのことに正当化理由がない
- * 次の場合について補足が必要
 - * 「HC」 「他者排除」 「優濫」 「企業結合」

- * 令和4年3月16日 公取委の確約認定
 - * 「公表文の「3」を中心に読み、公取委はどのような市場にどのような弊害があり得ることを問題視したのかを、140字程度で説明してください。」
 - * 「ナロー」に関する記載

R2相6（共同配送）

- * 弊害要件総論の総仕上げ
 - * 川上市場での買う競争
 - * 川下市場での売る競争
 - ▶ 事業の一部の共同化（内発的牽制力）
 - * 他の供給者による牽制力や需要者による牽制力は、どこに出てくる／出てこない か